

午後一時開会

○参議院議長（伊達忠一君） 皆さん、本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、どうもありがとうございました。

天皇の退位についての立法府の対応について各党・各会派による全体会議をこれから開催させていただきます。御了解をいただきたく思います。

御了解をいただきたく思いますが、きょう、参議院は十三時から調査会をやっておられまして、伊波さんがなかなか出席が難しいということ、かわりに糸数先生がおいでになっていきますので、御了解をいただきたいと思っております。

本件については、去る三月十七日、立法府の総意を取りまとめ、内閣に提示いたしました。その後、内閣において法律案の立案に着手し、去る四月二十六日、法律案の骨子が提示されました。我々四者といたしまして、その骨子を精査したところ、四者としては取りまとめに沿ったものと判断をし、同日、各政党・各会派の皆さん方にお配りをさせていただいたところでございます。

本日は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の要綱等について、菅官房長官と山崎内閣総務官から御説明をいただきたく思っております。その後、もし御意見があれば、皆さんから御意見をいただくことにさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、菅内閣官房長官から、よろしくお願います。

○内閣官房長官（菅義偉君） 本日は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の要綱を御説明する機会を設けていただきましたこと、ありがとうございます。

また、衆参両院の正副議長におかれましては、去る三月十七日、各党・各会派の御議論を取りまとめさせていただくとともに、その後も天皇陛下の退位の実現に向けた調整の労をおとりいただきありがとうございますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。第でございます。

国会の議論の取りまとめにおいては、法律案の要綱ができ上がった段階において、当該要綱を全体会議に提示し、そこで確認を経た後、速やかに法律案を国会に提出することを政府に強く求めるとされております。政府においては、この議論の取りまとめを厳粛に受けとめ、その内容を忠実に反映させながら、法律案の立案作業を全力で行っているところであります。

四月二十六日、法律案の骨子をお示ししましたが、その内容を要綱の形式にいたしましたので、皆様方の御確認をいただいた上で、法律案を速やかに国会に提出したいと考えております。ぜひとも御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

それでは、法律案の要綱について、内閣総務官から説明をさせていただきます。

○参議院議長（伊達忠一君） それでは、山崎内閣総務官、お願いいたします。

○内閣総務官（山崎重孝君） 内閣総務官の山崎でございます。よろしくお願ひいたします。

きょうお配りしております資料でございますが、まず、要綱の概要をまとめた青い紙がございます。それから、法律の形に非常に近くしております要綱がございます。それから、四月にお示しをいたしました骨子がございます。それから、取りまとめと骨子を比較対照したもの、忠実に取りまとめを生かしておりますが、それがわかるようにしたものがございます。

それから最後に、今回の要綱と、取りまとめで御指摘いただいていた検討すべき事項が要綱にちやんと落ちているということを示す一枚紙をもう一枚おつくりしておつけしております。

骨子と要綱でございますが、取りまとめが非常に詳しくお取りまとめいただきましたので、骨子の段階で、実は今回の要綱に入っているものほとんどを入れております。そういった意味で、今回の要綱は、骨子をより法律に近い形でお示しているということでございます。

そういった意味で、取りまとめとの対比は、骨子でござらんいただくのが一番わかりやすいと思

ます。

私は、今回は要綱の文章で御説明をさせていただきま

まず題名でございますが、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案要綱となっております。法律の名前はこれということでございます。

第一の「趣旨」でございますが、趣旨を三点にわたって記載しております。

まず一番目が、「天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること」、「これが一点目でございます。

二つ目が、国民の側の事情といたしまして、「国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること」、「共感という言葉を使っております。

③でございます。

「皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況」、「この三点につきまして立法の趣旨としてご

ざいます。

皇室典範第四条、これは崩御があったときに皇位の継承があるという規定でございますが、この特例として、「天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定める」ということがこの法律の趣旨でございます。

では、具体的にどういうことを決めているかというところでございますが、第二でございます。

「天皇の退位及び皇嗣の即位」。

「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位するものとする」ということでございます。

後ほど申し上げますが、この法律の施行は、政令で定める三年以内の日というふうになってございます。

第三が「上皇」でございます。

退位された天皇を上皇とするものとしております。上皇の敬称は、天皇陛下と同様、陛下とします。「上皇の身分に関する事項」、これは皇統譜というものに天皇陛下は登録されております。

喪儀は、天皇陛下の場合、大喪の礼でございます。陵墓につきましては、天皇陛下は陵でございます。そういったことにつきまして、上皇様になられても天皇の例によるということにしております。

それ以外の事項につきましては、「皇室典範に定める事項については、皇族の例による」としてございます。

ここで括弧書きで除いておりますのは、皇位継承、再び皇位継承されることはない、それから、皇室会議の議員になられることはないということにつきまして、皇族と違う扱いにしております。

第四は「上皇后」でございます。

上皇のおきさきの名称、御身位を上皇后とすることといたしております。上皇后に關しましては、現皇室典範にございます、さきの天皇陛下のおきさきであられた皇太后の例によるというふうにしてございます。

第五でございます。

「皇位継承後の皇嗣」。

天皇陛下が御退位なさいますと、次は皇太子殿下が陛下になられる。その後のこととございますが、皇嗣となった皇族に關しては、皇嗣というものは後継ぎという意味でございますが、皇室典範に定める事項については皇太子の例によるものとするのと、全て皇太子の例によるというふうにしたしております。

第六でございます。

まず一番目に「施行期日」。

先ほど申しましたように、「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する」、これは原則でございませう。

「ただし、」と書いておりますのは、第一は、先ほど申し上げた趣旨規定、第六の一の2というのは、皇室会議の意見を聞いて政令を定めるという規定、それから、後ほど申し上げますが、失効の規定、それから、あと、政令委任の規定、パブコメ除外の規定、こういったものは公布の日から施行されます。

それから、退位の日から施行するという部分がございます。天皇誕生日を規定する部分、それから、宮内庁の体制を決める部分というのは、退位された日の翌日になりますということが書いてございます。

先ほど申しましたように、いつ退位されるかという政令を定めるに当たりましては、「内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとする」としてございませう。

二でございます。これは恐れ多いことでございますが、万が一、この法律が施行される前に原則による皇位の継承があった場合、天皇陛下が崩御された場合でございますが、その場合には、この法律は効力を失う、なかったものになるということでございます。

三でございます。「皇室典範の一部改正」を盛り込んでおります。皇室典範の附則に新設をいたします。「この法

律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」取りまとめの文章どおりでございます。

四でございます。「上皇に関する他の法令の適用」でございます。基本的に、天皇の例によるものとする部分と、皇族の例による部分がございます。

例えば、名誉毀損のような罪にしまして、告訴を政府がかわって行うような規定、このようなものにつきましては天皇の例によることにしておりますし、それから、皇室経済法などにつきましても天皇の例によることにしております。

それから、警察法は、これは皇宮警察本部が守りするという規定でございますが、これは皇族の例によるものとしてございます。

3の部分は、御指摘いただきました、ドローン飛ばす区域の規制でございます。上皇陛下の御所もその対象に加えるということでございます。

五でございます。「上皇后に関する他の法令の適用」、これは皇太后の例によるものとしてございます。六でございます。

「皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用」。

皇嗣にしましては、皇太子殿下になられない

ということ、内廷皇族ではないことになりまして、現在のようには皇族費で経費を賄うことになりませう。ですが、今回の御身に伴いまして、皇族費の年額を現在の定額の三倍にする。この三倍の根拠は、現在の皇室経済法に、摂政になられた場合、皇族費は定額の三倍にするという規定がございますので、この規定を持つてきております。

参考までに、定額は三千五十万円でございます。三倍にいたしますと九千五百五十万円でございます。

それから、六の2は、ドローンの規制を皇嗣殿下のいらつしやる場所にも適用することでございます。

七でございます。例えば、三種の神器等、皇位継承に伴って引き継ぐものがございます。現在は崩御されたときだけに引き継ぎますので、相続税の非課税だけが書いてございます。今回は贈与になりますので、贈与税を課さないというものを書いてございます。

八でございます。パブコメの適用除外でございます。六ページになります。一とございまして、これは元号法に基づく政令、元号を定める政令でございます。パブコメの場合、政府案をそのまま

パブコメにかけまして御意見をいただくようになっておりますが、實際上、一つの元号案を決めて、

政令案をお示しして、それに対して異論があるというものを新たな元号としてお迎えするという話も適当でないだろうということでございます。

それから、(二)のところは、この法律に基づく政令につきまして、パブコメ除外が書いてございませぬ。国民の権利義務に直接かわるものではないという考え方でございます。

九は、この法律に今定めたもののほか、必要になれば政令をつくることができるとしております。これから退位に向かって一つ一つ積み上げていく中で必要となる法令措置については政令で行うことができることとしております。

十でございます。

天皇陛下が御退位されますと、お誕生日が皇太子殿下の誕生日に変わりますので、祝日法を改めることにしております。

十一でございます。

宮内庁法、これは退位の翌日からでございますが、上皇に関する事務を宮内庁がつかさどるとかあるいは、現在侍従職が天皇陛下のお世話をしておりますが、上皇職という部局をつくる。上皇侍従長、上皇侍従次長を置く。それから、国家公務員法の特別職とするというようなことを書いてございます。

それから、最後のページでございますが、今、東宮職というのが皇太子殿下のお世話をしており

ます。これにかわりまして、宮内庁に皇嗣職というものを置く。それから、東宮大夫にかわりまして皇嗣職大夫を置く。皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないものとする。皇嗣職大夫につきましては特別職とするというような規定を入れております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、せっかくの機会でございますので、各党・会派の皆さん方から御意見があれば伺いをさせていただきます。こう思っております。

それでは、まず、自由民主党さん、何かあれば○衆議院議員（茂木敏充君） ありがとうございます。

本日の全体会議は、これまで取りまとめをいただいた手順の中で、法案の要綱の確認をする場とされておりまして、自民党として、本日政府より提出、説明のありましたこの特例法案の要綱、三月十七日の衆参正副議長によります各党・会派の議論の取りまとめに沿ったものであることを確認させていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、次に、民進党さん。

○衆議院議員（野田佳彦君） 十党派が議論をして、そして議長、副議長のもとで取りまとめた考え方に即して要綱をつくっていただいたものというところで、評価をさせていただきたいというふうに思います。

法案の骨格にかかわる部分は、この全体会議で何回か議論をしてみました。その後、有識者会議を再開されて新たに加わった中身もありますので、それはよくこの後、精査をしながら、今後の国会で議論していきたいと思っております。きょうは、ちよつと私、気づいたところで、二点だけ御説明をいただければというふうに思います。

一つは、「退位した天皇は、上皇とするものとする」とございますが、かつて上皇という言葉は使われた時代もあったと思っておりますが、そのころは太上天皇を略して上皇だったと思うんですね。今回はそういう議論があったのかなかったのか、なぜ上皇なのかということをつまず御説明いただければと思います。

それから二つ目は、去年の八月八日の天皇陛下のお言葉の中で、殯の部分はかなり時間を割いて触れられているんです。そのお気持ちには、恐らく御喪儀などは簡素にした方がいいというお気持ち。私はあらわれているように思ったんですけども、今回の要綱は、「喪儀及び陵墓については、

天皇の例によるものとする」とございますよね。

「天皇の例」、形式はそれを例とするとしても、より簡素なものを私は求められていたと思うんですが、それについてはどういうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○参議院議長（伊達忠一君） 今すぐがよろしうございますか。

○衆議院議員（野田佳彦君） 後でも結構です。

○参議院議長（伊達忠一君） それでは、一巡させてからお答えをいただきたい、こう思っております。

それでは、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 議長、副議長のもとで取りまとめられました取りまとめに沿った要綱であるというふうに理解をしております。これをもとに、党内に持ち帰りたいというふうに思っております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、日本共産党さん、お願いいたします。

○参議院議員（小池晃君） 前回、三月十六日の衆参正副議長の取りまとめについての意見表明で、我々は、天皇退位の立法化に当たって三点申し上げます。

一つは、あくまで政治の責任において退位を立

法化すべきであって、お言葉を重く受けとめて立法措置をとるといふようなことになる、憲法に

背いた政治的権能の行使となりかねない。それから二つ目に、立法趣旨について、天皇のお気持ち幅広く国民に理解され、共感が形成されているという表現になると、これは憲法規定に背くことになりかねない。それから三点目に、天皇の象徴としての行為の全てを肯定的に評価することには同意できない、そうした評価を法律に書き込むことは必要がない。その三点を申し上げました。

私どもは、天皇退位の立法は、憲法に照らして適合的なものでなければならぬと考えておりますし、政府においては、こうした立場で対応していくべきだということを変更して述べておきたいというふうに思います。

憲法の規定に照らして、私どもとしても、よく吟味をしていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○参議院議長（伊達忠一君） わかりました。意見として承ります。

それでは、日本維新の会さん、お願いいたします。

○参議院議員（片山虎之助君） 要綱につきましては特に異議はございませんが、一応持ち帰らせていただいて、精査させていただきます。

それから、直接要綱には絡みませんが、我が党

は、かねてここでも何回か言わせていただきましたが、皇室に係るその他の諸課題、特に安定的な皇位継承のあり方等について、いろいろその他の諸課題もありますけれども、論議の場を国会につくってほしい、こういうことを申し上げておりますので、再度その点についての要望をいたさせていただきます。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、自由党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（玉城デニー君） まず、取りまとめとそれから要綱については、御苦労に対しては敬意を表したいと思いますが、自由党は、かねてからの主張どおり、しっかりその主張を述べさせていただきます。

その上で、あえて二点お話をさせていただくと、

陛下の八月八日のお言葉は、陛下お一人の問題ではないということも強調されておられたと思えます。ですから、皇統の安定性、それからこの失効規定にある、第四条の規定による皇位の継承があったときはこの法律はないということになると、一代限りのものであるということは陛下は望んでおられなかったはずということを踏まえて、意見を付しておきたいと思えます。

○参議院議長（伊達忠一君） 意見ですね。あり

がとうございます。

それでは、社会民主党さん、お願いいたします。

○参議院議員（又市征治君） 衆参両院議長のもとで十党派が参加をして議論の取りまとめをいただきました。それにほぼ沿ったものだとということで衆参両院の議長、副議長で御判断をいただいた、そのことを我々としては了としたい、このように思っております。

その上で、これは法案というよりも、衆参両院の議長にお願いをしたいと思うんですが、前回から私ども申し上げてきたんですけれども、やはりこれだけ十党派が参加をして何回も回を重ねて議論してきたわけですから、いよいよ法案審議となれば、十党派が全て参加ができるような方策というものをぜひとも検討いただき、そのことをかねて申し上げておりましたが、その方策をぜひ御検討いただきたいということが一つです。

もう一つは、これはこの場でも幾つかの党から出ておりますが、皇位の安定的な継承ということを含めて言うならば、女性・女系天皇、あるいは女性宮家の創設といったものを論議すべきだということがこれまでもここでは議論になっていました。

これは天皇の退位問題を論議する場ですから、そのところは法律では書きようがないわけでしょうけれども、やはり附帯決議にそこらのところ

が入るように論議をすべきではないか、このように思います。ぜひそのような取り扱いについても協議をいただきたい。

以上申し上げ、具体的な法律の中身は、出てきた段階で持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、無所属クラブの松沢先生、ごさいますか。

○参議院議員（松沢成文君） どうも御苦労さまでございます。

正副議長に取りまとめていただいた案をよく反映した形で政府案要綱をつくっていただきまして、感謝申し上げます。我々も、方針はおおむねであります。

その中で、ちよっと手続論でお伺いしたいのは、きょうは要綱の説明をいただきましたけれども、これは、法案としていつごろ政府としてそれを決めて国会の方に提出をしていづらう政府としてそれを決めるその时期的なものをお聞かせいただきたいと思います。思いますし、この後国会に提出されたら、これは国会サイドの問題なので、正副議長さんにもし考え方があったらお聞かせいただきたいと思います。この法案を国会でどのような形で議論し、そして成案を見るのか、そのあたりの国会での議論の仕方、

これはもし方向性がありましたら教えていただければありがたいと思えます。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、日本のこころさんの中山先生、お願いいたします。

○参議院議員（中山恭子君） ありがとうございます。

まずは、国会の中で両議長を中心にして、各政党の皆様が非常に力を合わせて、よいものを、よい方向を打ち出そうという御努力をいただいていることに敬意を表します。

そして、両議長が取りまとめてくださった考え方に對して、政府側でこれだけの、全てにかかわって緻密な形で特例法案を作成してくださったことに、心から感謝申し上げます。

もちろん、持ち帰りましてもう一度しっかり読みますけれども、非常にきちんとまとめられた法案であると考えて感謝しております。ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、沖縄の風さん、糸数先生、どうぞ。○参議院議員（糸数慶子君） 両議院の議長、副議長初め、関係者の皆さんでこれだけ取りまとめ

ていただいたことに関しましては感謝申し上げます。
と思います。

ただ、先ほどもございましたが、女性・女系宮家の附帯決議に関する件に関しては、できませんでしたらもう一度議論の場があればというふうに思います。

私も、持ち帰らせていただきまして、再度会派で議論させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

各政党・各会派の皆さん方から御意見なり要望をいただきました。

それでは、今いただいた御意見に対して、山崎内閣総務官の方から。

○内閣総務官（山崎重孝君） まず、御質問がありました、なぜ上皇なのか、太上天皇ではないかという話なんです、私どもの議論といたしまして、日本国憲法で国民統合の象徴というふうになつております天皇というのが、日本国憲法上、実は一番重視されているものである、そのときに、二重の権威とか二重の象徴というのがあってはいけないうらうと。そうすると、天皇という文言を用いますと、しかも、太上というのは天皇の上だという意味になります。そういった意味で、太上天皇というお言葉は適当ではないのではないか。

そこで、これまで、退位された天皇陛下に対して上皇という言葉が通常使われておりましたが、太上天皇の略ということではなくて、新憲法のもとで、日本国憲法のもとで、退位された天皇をあらわす新しい言葉として上皇というものを用いたらどうかという議論でございます。

それから、喪儀の件でございますが、一つには、歴史上、天皇在位のまま亡くなった場合も、上皇になつて亡くなった場合も、やはり同じような陵にしたり、同じような喪儀をしております。

ただ、昭和陛下のときも、どういうふうにも大喪の礼をやるのかという内容は閣議決定で決めております。そういった意味で、その時々、今幹事長がおつしやいましたようなことも踏まえながら、どういう形式をとるか、どういうことをやるのかということとは、十分吟味しながら行われることになるのではないかと、思っております。

以上でございます。

○内閣官房長官（菅義偉君） この法案の時期でありますけれども、きょう、こうして要綱について説明をさせていただきました。こうした段取りをとらせていただきながら、御理解を得られればということがこれは当然前提でありますけれども、政府としては、五月十九日を閣議決定、一つの目安に考えておるところであります。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

ます。

それでは、大島議長からお願いたします。

○衆議院議長（大島理森君） 社民党さんから、あるいはまた無所属クラブの皆さんからも、同じ思いだと思いますが、国会運営上、これから、今官房長官から十九日を目的にということでお話でございますので、それらを想定して、ぜひ各党間で協議をし、どの委員会で行うかという話し合いに入つていただきたいと思います。

その際、少数会派の皆様方にも何らかの形で御発言の機会を得られるよう、我々四者としてはお願いをしていきたい、このように思っております。でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

御意見もしっかり承りまして、これから進めてまいりたいと思っております。

それでは、川端副議長、何か御意見があれば。

○衆議院副議長（川端達夫君） ございません。

○参議院議長（伊達忠一君） 郡司副議長。

○参議院副議長（郡司彰君） ございません。

○参議院議長（伊達忠一君） では、最後に一言。

○衆議院議長（大島理森君） 既に、十九日を目途にという官房長官からのお答えがございましたので、そこを目指してよろしくお願いたします。

本年の一月十九日から全体会議を開き、本日で、全体会議を八回、各政党・各会派からの個別の意見聴取を二回と、議論を積み重ねてまいりました。

その間、各政党・各会派の皆様方におかれましては、本件に対して真摯に取り組んでいただき、かつ、非常に見識の高い御所見を賜ったことから感謝を申し上げますとともに、皆様方の御努力に改めて深く敬意を表したいと思います。

また、内閣におかれましては、我々の提示した取りまとめ、すなわち立法府の総意を厳粛に受けとめ、取りまとめに沿った法律案の立案作業を進めていただいたことに、国会を代表して御礼を申し上げます。

今後、内閣から法律案が提出された際には、両議院の委員会におきまして、このような長い間の本当に真摯な議論の結果でございます、静ひつつ迅速な議論を行い、何としてもこの国会中に立法府としての結論を出していただきたいと思っております。

皆様方の引き続きの御協力をお願いいたしますとともに、改めて皆様方に、我々四者を代表し、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。今日までの御苦勞に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後一時三十分散会